

(定率減税廃止後) 1月からの源泉徴収税額表

すでに平成19年1月分の給与から源泉徴収税額表が改正されています。

定率減税廃止、さらに国税（所得税）から地方税（住民税）へ3兆円の税源移譲が税額表の改正理由です。

ここで、これらの影響をQ & A方式で再度認識しておきたいと思います。

Q 1 所得税は平成19年1月以降どのような影響がありますか。

A 1 給与所得者の方は、平成19年1月以降の給与から差し引かれる所得税が新しい税率で課税されています。個人事業主の方などの場合は、平成20年3月の確定申告（予定納税をされる方は平成19年7月）から新しい税率により課税されます。また、定率減税はそれぞれの税率改正と同時期に廃止されました。

Q 2 所得税の住宅ローン控除を受けている場合、この改正でどんな影響が生じますか。

A 2 税源移譲を原因として所得税が減少することにより、もし住宅ローン控除額が減ってしまうケースがあれば、平成20年以降に税務署または区市町村に申告すれば、平成20年度以降の住民税から、当該減少してしまった金額を控除することができます。なお、この対象者は、平成18年末までに入居した方に限ります。

Q 3 住民税額はいつから増えますか。

A 3 給与所得者の方は、平成19年6月以降の給与から差し引かれる住民税から新しい税率によって課税されます。個人事業主の方も同じく平成19年6月以降に納付する住民税から新しい税率により課税されます。

Q 4 ところで、退職所得にかかる税金はどうなりますか。

A 4 退職所得についても、税額が出る場合には、平成19年1月以降に退職された方に支払われる分から所得税・住民税とも新しい税率により課税することになります。

ナマの税務相談室

Q 先生、Mさんのご紹介でお訪ねしましたS区U駅付近で飲食店をやっているT一郎です。よろしくをお願いします。私の店

はK県H市のCさんの借家で10年余に亘って飲食店を営業中で家賃40万円です。

A Tさんのお店は私が所属するS税理士会の会合で二度程お邪魔したことがあります。借家とはいえない程よいお店です。この度O電鉄複々線事業で店舗が収用されたそうですね。

Q そうです。何か路線の変更が今頃あって、私の所と外2、3軒が急に収用されたところ…。これは、私の所へきた収用の買取申出書と買取証明書、収用証明書です。借家でも所有者並に証明書が発行される!! 鉄道建設機構から。

A 借家でも6500万円も補償金が支払われるのですね。Tさん住所はK県、しかし、所得税の申告は店の住所でしているのですね。

収用→借家人も 代替資産の適用が

税務は特別控除の5,000万円を適用すればよいのでは？

Q 確かにそうですが、私は店を続けてやりたいのです。隣駅の某商店

の売り物があり、購入したいと思います。

A 借家人補償金でも収用以外の買換えと違って代替資産を取得する方法が適用されます。Tさんの場合、店舗を収用され代替資産として店舗を取得するということですから、収用特例の「事業継続法」の適用を研究されたら有利かと思いますが、償却資産まで適用がありますから…。

Q O電鉄の担当の人から「一組法」より「事業継続法」が適用される有利な取り扱いがあると聞きました。買替え先は現在の設備ごと8,900万円ですといっています。

A 詳しいことは実現してからということですが…。

[参考] 措法通達33-30 措法令22⑤⑥

ナマの税務相談室